3　偏在対応弁護士独立開業支援補助金は、三百五十万円の範囲内で基金から支出する。ただし、複数の独立開業希望弁護士等が共同して法律事務所を設置しようとする場合におけるそれぞれの独立開業希望弁護士等に対する偏在対応弁護士独立開業支援補助金の額は、五百万円を独立開業希望弁護士等の数で除して得た額の範囲内とする。

4　偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付けは、無利息とする。

（偏在対応弁護士独立開業支援対象としての指定）

第三十二条　独立開業希望弁護士等は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす場合、前条第一項に規定する弁護士会又は弁護士会連合会に対し、本会に偏在対応弁護士独立開業支援の対象として指定することを求める申請をすることを、申し出ることができる。

一　独立開業の計画が具体的なものであること。

二　独立開業したときに公益的活動を積極的に受任する旨約していること。

三　その他当該申出の趣旨が偏在対応弁護士等経済的支援事業の目的に適合していること。

2　前項に規定する申出を受けた弁護士会又は弁護士会連合会は、独立開業希望弁護士等が前項各号に掲げる要件をいずれも満たすと認めた場合、本会に対し、当該独立開業希望弁護士等を偏在対応弁護士独立開業支援の対象として指定することを求める申請をする。

3　本会は、前項の申請を受けた場合、当該申請に係る独立開業希望弁護士等を偏在対応弁護士独立開業支援の対象として指定する。ただし、会長が第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くと認めた場合は、この限りでない。

4　本会は、司法修習生又は司法修習生の修習を終え、弁護士、裁判官又は検察官となったことがない者（以下この章において「司法修習生等」という。）を偏在対応弁護士独立開業支援の対象として指定するときは、次に掲げる条件を付さなければならない。

一　弁護士登録をすること。

二　指定の申請をした弁護士会又は弁護士会連合会が、当該司法修習生等に対し、弁護士登録後、会長が相当と定める期間、法令及び法律事務に精通するための研鑽、弁護技術の向上、弁護士業務の能率化、法律事務所経営の効率化その他弁護士としての業務基盤確立について直接又は間接に必要な方策等に係る支援をすること。

5　本会は、弁護士実務の経験が乏しい者その他弁護士実務について特に支援の必要があると認める者を偏在対応弁護士独立開業支援の対象として指定するときは、前項第二号に掲げる条件を付して第三項に規定する指定をしなければならない。

6　第一項に規定する申出及び第二項の申請は、いずれも書面により行わなければならない。

（貸付けの手続）

第三十三条　偏在対応弁護士独立開業支援の対象として指定された弁護士は、指定の日から一年を経過する日までに、指定の申請をした弁護士会又は弁護士会連合会を経て、申請書その他本会が求める書類を本会に提出して、偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付けを申請することができる。

2　本会は、前項に規定する申請があったときは、貸付けの日から六か月を経過する日までに独立開業することを条件に、第三十一条第三項に規定する範囲内で相当と認める額の偏在対応弁護士独立開業支援補助金を貸し付ける。

3　前項に規定する貸付けに当たっては、貸付けの日から七年以内の日を返済期限として定めなければならない。

4　偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付けを受ける弁護士は、本会との間で、次に掲げる事項その他必要な事項を約定した契約を締結しなければならない。

一　貸付けの日から六か月を経過する日までに独立開業すること。

二　公益的活動を積極的に受任すること。

（弁護士法人を設立する場合）

第三十四条　偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付けを受ける弁護士は、弁護士法人を設立して独立開業しようとするときは、あらかじめ本会にその旨を書面により届け出なければならない。貸付けを受けた後に弁護士法人を設立するときも、同様とする。

2　前項の規定により届け出られた弁護士法人は、前条第四項各号に掲げる事項を書面により約定しなければならない。

3　第一項に規定する弁護士法人を設立した弁護士は、当該弁護士法人が解散した場合には、速やかに、その旨を本会に届け出なければならない。

（偏在対応弁護士独立開業支援補助金の返済）

第三十五条　偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付けを受けた弁護士は、返済計画を立てて、当該貸付金を返済しなければならない。

2　偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付けを受けた弁護士は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、本会の請求により期限の利益を失い、偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付金残金を直ちに返済しなければならない。前条第一項の規定により届け出られた弁護士法人が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときも、同様とする。

一　貸付けの日から六か月を経過する日までに独立開業しなかったとき。

二　偏在対応弁護士等経済的支援事業の目的に著しく反する活動を行ったとき。

三　懲戒処分（戒告を除く。）を受けたとき。

（偏在対応弁護士独立開業支援補助金の返済の免除）

第三十六条　本会は、偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付けを受けた弁護士が次の各号に掲げる要件をいずれも満たすときは、当該弁護士の申請により、経理委員会の承認を得て、その返済を免除する。ただし、経理委員会が理事会の承認を求めることを相当と認めるときは、理事会の承認を得なければならない。

一　独立開業した日から、貸付けの日から五年を経過する日まで、継続して独立開業していたこと。

二　前号に規定する期間内における収入（第三十四条第一項に規定する場合にあっては、弁護士法人の収入を含む。）が偏在対応弁護士独立開業支援補助金を返済するに足りる額に満たなかったと認められること。

三　第一号に規定する期間内において、当該弁護士（第三十四条第一項に規定する場合にあっては、当該弁護士及び弁護士法人。次号において同じ。）が公益的活動を積極的に受任したこと。

四　当該弁護士に、偏在対応弁護士等経済的支援事業の目的に照らして、偏在対応弁護士独立開業支援補助金の返済を免除することが相当でないと認めるべき特段の事情がないこと。

2　本会は、偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付けを受けた弁護士が前項の規定による免除を受けることができない場合又は前条第二項の規定により返済しなければならない場合であっても、そのことがやむを得ない事情によるものと認められ、かつ、当該弁護士の業務及び会計の状況（第三十四条第一項に規定する届出があった場合は、当該届出に係る弁護士法人の状況を含む。）に鑑み、返済を猶予し、又は免除すべき特段の事情があると認めるときは、当該弁護士の申請により、理事会の承認を得て、その返済を猶予し、又はその全部若しくは一部の返済を免除することができる。

3　前二項の申請をしようとする弁護士は、第一項の申請にあっては同項各号に掲げる要件のいずれにも該当することを、前項の申請にあっては同項のやむを得ない事情及び特段の事情があることを、それぞれ証明する資料を添付して、本会に対し、書面により、猶予又は免除の申請をしなければならない。

（偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付けに伴う報告義務）

第三十七条　偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付けを受けた弁護士は、その全額について返済し、又は免除を受けるまでの間、毎年一回、独立開業の状況その他本会が求める事項（第三十四条第一項に規定する届出があった場合は、当該届出に係る弁護士法人に関する事項を含む。）を、本会及び貸付けの申請を経た弁護士会又は弁護士会連合会に対し、報告しなければならない。本会が特に報告を求めた場合も、同様とする。